

包括評価の概要

1. 趣旨

- 特定機能病院等の機能を適切に評価し、医療機関の機能分担のより一層の推進を図る観点から、特定機能病院等における入院の診療報酬の見直しを行う。

2. 対象病院等

- 対象病院 特定機能病院等（大学病院、国立がんセンター、国立循環器病センター）
- 対象患者 原則として一般病棟に入院している患者

3. 包括評価の方法

- 診断群分類に応じた患者1人当たりの1日当たりの包括評価を原則とした支払い方式とする。
- 医療機関ごとに異なる治療行為の組み合わせがあること等に鑑み、包括評価の具体的水準は各々の医療機関の状況に配慮したものとする。

4. 今後の主な検討項目

- (1) 包括評価の基礎となる診断群分類
- (2) 包括評価の範囲
- (3) 包括評価の算定方法
- (4) 診療報酬の請求方法
- (5) 特定療養費制度の適用
- (6) その他

現在の準備状況及び今後の予定

1. 現在の準備状況

(1) 診療内容等に関する調査

- 平成14年7月から10月までの退院患者を対象とした「診療録情報（診療録に基づく情報）」及び「レセプト情報（診療報酬明細書に基づく情報）」に係る調査等を実施。

平成14年 6月 4日	特定機能病院を対象とした全国説明会の実施
平成14年 6月 11日	九州・山口ブロック説明会の実施
平成14年 6月 14日	東北・北海道ブロック説明会の実施
平成14年 6月 17日	関東・甲信越ブロック説明会の実施
平成14年 6月 19日	関西・東海・北陸・中国四国ブロック説明会の実施
平成14年 8月 1日	データ作成方法に関する調査の実施
平成14年 8月 26日	第1回データ提出期限
平成14年 11月 25日	最終データ提出期限

(2) 包括評価の基礎となる診断群分類の設定

- 急性期入院医療の定額払い方式の試行において開発された診断群分類を基礎にしつつ各分野の専門家のご意見をもとに作成した診断群分類原案（α版）を、6月4日の特定機能病院を対象とした説明会において、公表・配布。
- 現在、特定機能病院から提出されるデータをもとに診断群分類の精緻化に向けた作業を行っているところ。

2. 今後の予定

- 9月27日の中医協診療報酬基本問題小委において本格的な審議を開始
- 10月に上記小委において大学関係者からのヒアリングを予定
- 平成15年2月に最終案を決定予定
- 平成15年4月から導入

医療安全対策のための医療法施行規則一部改正について

平成14年8月30日

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

1 趣旨

- 平成13年5月に厚生労働省に設置された「医療安全対策検討会議」は、今後の医療安全対策の目指すべき方向性と緊急に取り組むべき課題について幅広く検討し、本年4月に「医療安全推進総合対策」（以下「報告書」という。）を取りまとめたが、その中でも、医療機関における安全対策は全ての医療機関において緊急に取り組まれるべき最も重要な課題であり、医療機関においては、管理者の指導の下で、医療安全のための組織的な管理業務が確実に行われるよう取り組むことが必要であると指摘されている。
- 本案は、このような指摘を踏まえ、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正によって対応すべき医療機関における安全の確保のための体制整備等に関する事項を定めるものである。

2 改正の概要

- (1) 医療機関の特性に応じて、次の医療安全管理体制の確保を管理者に対し義務づける。
 - ① 病院及び有床診療所
 - ア 医療に係る安全管理のための指針の整備
 - イ 医療に係る安全管理のための委員会の開催
 - ウ 医療に係る安全管理のための職員研修の実施
 - エ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること
 - ② 特定機能病院
 - ア 専任の安全管理者の配置
 - イ 安全に関する管理を行う部門の設置
 - ウ 医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制の確保
- (2) 安全管理体制の義務づけに伴い、特定機能病院について次に掲げる所要の規定の整備を行う
 - ア 承認申請書に添付しなければならない書類に、(1)に掲げる安全管理体制を確保していることを証する書類を追加
 - イ 業務報告書への記載事項に、(1)に掲げる安全管理体制の確保の状況を追加
 - ウ 管理運営に関する諸記録として備えて置かなければならない記録に、(1)に掲げる安全管理体制の確保状況を追加
- (3) 施行日
 - ア (1)①については、平成14年10月1日
 - イ (1)②及び(2)については、平成15年4月1日